

# 学校施設管理システムサーバ機器の賃貸借及び保守に関する契約書

川崎市を発注者とし、  
を受注者とし、発注者と受注者との間において次の条項により契約を締結する。

## (目的)

第1条 この契約は、受注者がその所有するサーバ類に関する機器（以下「装置」という。）を発注者の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、装置が正常な状態で稼動し得るように保守を行い、装置の機能を円滑に供給することを目的とする。

## (権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

## (契約対象装置の内容及び設置場所)

第3条 この契約を対象とする装置の内容及び設置場所は、次のとおりとする。

- 装置の内容 サーバ類に関する機器一式
- 装置の設置場所 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎10階電子計算機室）

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 受注者は、この契約に基づく業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

## (賃貸借期間)

第5条 装置の賃貸借期間は、令和7年9月1日から令和9年3月31日までとする。

## (契約保証金)

第6条 契約保証金は、契約金額の10分の1とする。ただし、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は、納付を免除する。

## (賃貸借料及び保守料)

第7条 装置の賃借料及び保守料は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 円とする。）とする。

2 月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者が装置を使用できなかったときは、その分の賃借料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。

## (設置費用等の負担)

第8条 この契約に基づく装置に要するすべての費用及び賃貸借契約が完了し当該装置を撤去する場合の撤去に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

2 前項の場合で、受注者が撤去を遅滞した場合は、発注者は受注者に代わり撤去し、その費用を受注者に請求するものとする。

## (装置の保守)

第9条 受注者は、発注者が装置を常に安全かつ完全に使用できるよう保守を行い、その費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により修理又は調整の必要が生じたときは、発注者は、別途それに要する費用を負担する。

2 受注者は、保守の実施方法について、あらかじめ発注者の承認を得て、これを実施するものとする。

3 発注者は、あらかじめ受注者が確認した装置の設置場所の環境条件を保持するとともに、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

4 発注者の故意又は重大な過失により装置に損傷を与えたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。

5 発注者は、装置の保守管理に必要な電力料を負担するものとする。

6 故障等により装置の使用ができないときは、受注者は発注者に対し発注者の業務に支障がないよう代替装置を供するものとし、当該代替装置の賃貸借に係る費用は無償とする。

## (賃貸借料等の支払)

第10条 受注者は、毎月初めに前月分の第6条第1項に定める賃貸借料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## (秘密の保持)

第11条 受注者は、装置の設置、保守、管理等に際して知り得た発注者の業務上の秘密について、これを第三者に漏えいしてはならない。

## (損害保険契約)

第12条 受注者は、装置について賃貸借期間中、受注者を保険契約者とし、及び受注者の選定する損害保険契約を締

結する。

2 前項の保険契約の保険料は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第8条第4項の場合で受注者が第1項に定める保険契約に基づいて保険金を受け取ったときは、受注者が受け取った保険金額を限度にして、発注者の負担義務を免れる。

#### (損害金)

第13条 発注者は、受注者が履行期限内に契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料に賃貸借期間を掛けた金額をいう。以下同じ。）に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した金額を損害金として徴収するものとする。ただし、発注者が、分割して履行し得るものと認めたときは、その遅延部分についてのみ損害金を計算する。

2 損害金は、契約金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

#### (発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。

(3) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。

(4) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。

(5) その他受注者が契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第7号又は前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

#### (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (契約が解除された場合の損害賠償金)

第17条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、受注者に契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

(1) 第13条、第14条及び第22条第6項の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任

された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

#### **(発注者の任意解除権)**

第 18 条 発注者は、装置の引渡しを完了する前は、第 13 条及び第 14 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合、装置の設置及び撤去に要した費用等を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(予算に係る解除権の留保)**

第 19 条 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更または解除することができる。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(受注者の催告による解除権)**

第 20 条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(受注者の催告によらない解除権)**

第 21 条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が 3 分の 2 以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 前 2 条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### **(不正行為に対する賠償金等)**

第 23 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第 1 項に規定する場合又は受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

**(装置の返還)**

第24条 発注者は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって装置を受注者に返還する場合には、速やかに装置を返還するものとする。

**(疑義の解決)**

第25条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議して解決するものとする。

**(訴訟の提起)**

第26条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

**(発注者への報告)**

第27条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

**(その他の事項)**

第28条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市  
川崎市長 福田 紀彦

受注者

学校施設管理システムサーバ機器の賃貸借及び保守  
仕様書

令和7年 月 日

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

## 1 学校施設管理システムサーバ機器の導入目的

本機器調達は、教育委員会事務局教育環境整備推進室で構築をする『学校施設管理システム』運用のため、データをサーバにより一括管理を行うものである。

## 2 全般的事項

### (1) 信頼性

- ア 借入物件については、落札者が責任をもって調達すること。
- イ 借入物件については、各借入物件間の整合性を保ちつつ、5で指定する性能を満たし、賃貸借期間中の保守が保証される製品であり、且つ新品であること。
- ウ 契約期間内での借入物件にかかわる部品等の供給が、適正になされること。
- エ 借入物件にかかわる品質管理体制を有していること。
- オ 借入物件に欠陥が発見されたときは、迅速かつ的確に対応すること。

### (2) 設置場所

川崎市役所本庁舎 電子計算機室

川崎市川崎区宮本町1（詳細については、本市担当職員の指示に従うこと）

### (3) 導入条件

- ア 入札にあたっては、賃貸借期間を、令和7年9月1日から令和9年3月31日までとする。
- イ 障害が発生した場合は、現地にて速やかに対応すること。（詳細については、「9 保守要件」を参照のこと。）
- ウ 事前設計、機器の搬入、現地調整、設定作業、LAN配線等に係る費用を含めること。（詳細については、「6 導入作業」を参照のこと。）
- エ 稼働中のシステムに影響を与えることのないように行うこと。やむを得ず影響が出る場合は、必ず事前に市側の了解を得ること。

### (4) 守秘義務等

- ア 機器の導入にあたっては、セキュリティに関する本市条例、規則等を順守すること。
- イ 本仕様書に基づく全ての作業において、市が提供した業務上の情報を第三者に開示、又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- ウ 市が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- エ 市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に市担当職員と協議のうえ、承認を得ること。

### 3 システム構成の概要

#### (1) 本システムの概要

本システムは、川崎市役所第3庁舎（マシン室）にサーバ類を設置し、既存のネットワーク、OA 機器を利用して教育委員会教育環境整備推進室職員がクライアントサーバ方式で業務に活用するシステムである。令和7年9月1日からサーバ機器リプレイスに伴い、本庁舎電子計算機室へ移設する。

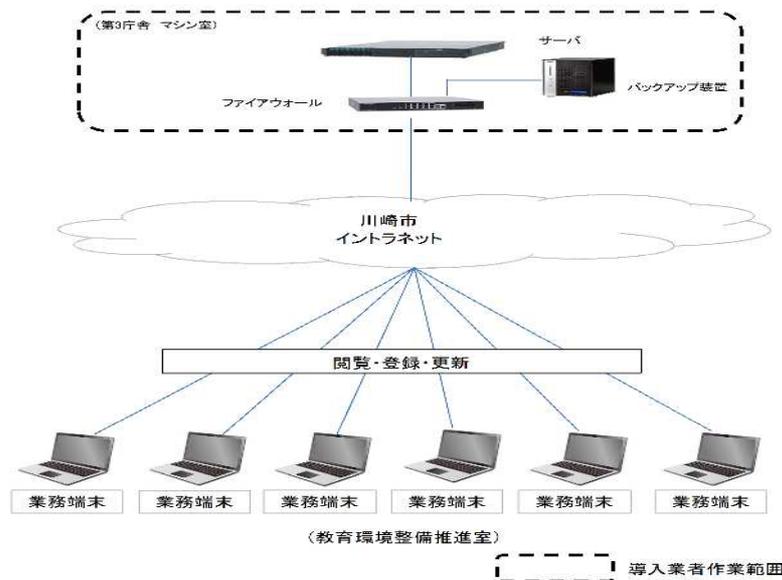


図1 「学校施設管理システムサーバ機器の構成イメージ」

#### (2) ネットワーク

市役所本庁舎・教育環境整備推進室との間を、既存のネットワークを活用し、連携が取れるネットワークの構築を行うものとする。

#### (3) 設置箇所及び設置機器概要

本調達では、本システムにおけるサーバ等のハードウェア設置・設定、動作試験を行うものである。詳細は「4 仕様前提条件及び共通要件」、「5 調達機器仕様」、「6 導入作業」を参照のこと。

#### (4) ネットワーク間の連携

本システムは、クライアント及び通信網は既存のものを利用するが、本調達・設置による設置後の障害・故障等については、各関係者と調整を行い、解決を図るよう対応しなければならない。

### 4 仕様前提条件及び共通要件

#### (1) 機器（ハードウェア）

ア サーバ機器及び、その周辺機器の電源は100V±10%程度であること。

イ イーサネットインターフェースを完全にサポートしていること。

ウ TCP/IP 通信手順をサポートしていること。

- エ サーバ機器は、市側が指定するソフトウェアが問題なく動作する機種であること。
- オ 本仕様を含む機器は、本市のイントラネットに接続した状態で正常に動作すること。さらにそのために必要な機器が他にある場合は、それも仕様を含むこと。
- カ 正常動作に必要な備品(接続ケーブル)も仕様を含むこと。

(2) ソフトウェア

- ア 特に指定のない限り、最新のバージョンのものを納入すること。
- イ 最新のパッチ（サービスパック、セキュリティパッチ）を適用した上で、納入すること。
- ウ 必要な機器で動作させて問題のないようライセンスを仕様を含むこと。
- エ 機器の使用ソフトウェアを動作させるに当たって必要とするソフトウェアが他にある場合は、それも仕様を含み、動作をサポートすること。
- オ インストール用の媒体（CD-ROM等）を1セット以上提供すること。

5 調達機器仕様

(1) サーバ装置（同等品可とする）

項	品名	型名	数量
1	PRIMERGY RX1330 M6 ラックベースユニット(3.5 インチ HDD/SSD×4/400W 電源×1)	PYR1336R3S	1
2	Windows server 2022 Standard(16 コア)インストール	PYBWPS5	1
3	OS 基本導入(Windows server 2022 Standard)	PYBDK3003	1
4	Xeon プロセッサ E-2434 (3.40GHz/4 コア/12MB) × 1	PYBCP67E8	1
5	メモリ 16GB (16GB 4800 UDIMM×1)	PYBME16UH	2
6	RAID 設定サービス(RAID5)	PYBAS5S2	1
7	内臓 3.5 インチケージ付き SATA SSD-480GB (R1、NonSED/SED 兼用)	PYBBH2T7BA	3
8	内臓 DVD-ROM ユニット	PYBDV121	1
9	SAS アレイコントローラカード(PRAID CP600i)	PYBSR4FAL	1
10	セキュリティチップ	PYBTPM19	1
11	電源ケーブル(AC100V 対応/1.5m)	PYBCBP105	1
12	ServerView Suite DVD (Tools) & ドキュメント	PYBSVT1	1
13	ラックレールキット (ドロップイン)	PYBRRS3	1
14	IA サーバ搬入費 2	PGHAN-2	1
15	KVM ケーブル (USB、3m)	PY-CBKCU02	1

(2) バックアップ装置 (同等品可とする)

項	品名	型名	数量
1	4ドライブ 1U ラック NAS 8TB	HDL4-HA8-UB	1

(3) ファイアウォール装置 (同等品可とする)

項	品名	型名	数量
1	IPCOM EX2-1100B	IX2S021B	1
2	IPCOM EX2-1000 SC ソフトウェア V01	NB7542101	1
3	100V 電源ケーブル	IX2HPCNA	1
4	IPCOM EX2-H1100 用 HDD1	IX2HHB1A	1

(4) LAN ケーブル (同等品可とする)

項	品名	型名	数量
1	ツメ折れ防止 CAT5e LAN ケーブル (30m・ブルー)	LA-Y5TS-15BL	1
2	ツメ折れ防止 CAT5e LAN ケーブル (3m・ブルー)	LA-Y5TS-03BL	2

(5) ソフトウェア

OS・データベース等がバックアップ (リストア) できること。

参考

項	品名	型名	数量
1	Arcserve Backup 19 for Windows	B5140JACC	1
2	DatacloningWizard/SV SV-L 6.1	B5142NP2B	1
3	DatacloningWizard/SV メディア 6.1	B5142NQ2C	1

## 6 導入作業

(1) システム導入にあたっては、次を順守すること。

導入作業にあたっては、別途指定する期日までに導入作業手順書及び作業スケジュールを提出し、市側の了解を得ること。また、作業手順書及び作業スケジュールの作成にあたっては、市側と十分に打ち合わせ等の事前協議を行うこと。

(2) 次のアからカの機器設置関連作業を提供すること。

ア 搬入・設置スケジュールの作成を行うこと。

イ アの計画に基づき、実際の機器の搬入、据付を実施すること。

ウ 機器接続 (周辺機器、既設ネットワーク機器との接続) や調整等の付帯作業を行うこと。ラックに直接搭載することが不可能な周辺機器等は、金具やベルト等で転倒防止の為の固定措置をすること。また、据付等の際に必要な金具、棚、機器

接続に必要なケーブル等については、落札者の責任において負担すること。機器接続に必要なLAN配線等を行うこと。

エ 今回導入する全サーバ等機器については、川崎市役所本庁舎10階の既設19インチラックにコンソールユニットと併せて搭載すること。

※搭載するラックの仕様及びサーバ等機器のラック構成はコンソールユニット含め4Uを想定すること。(搭載するラック参考品番：FSV110-720EKN)

オ 導入機器およびケーブル類には、可能な限りラベルあるいは名札のタグ等を付け機器およびケーブルの用途がわかるようにすること。

カ 作業進行状況のチェック等の管理・監督業務を実施すること。

(3) 今回導入する全サーバについて、次のとおり運用環境セットアップを行うこと。

ア システム導入後にイメージバックアップを取得すること。

イ システム変更時にイメージバックアップを取得できること。

ウ バックアップデータをバックアップ装置に保存すること。

エ 障害時にバックアップから復元を行えるようにリカバリテストを実施し、手順書を作成すること。

(4) 本市の指示に従い、次のとおり導入作業を行うこと。

ア 新サーバのセットアップ作業

調達機器仕様にあるサーバをセットアップすること。セットアップ内容は次の通りとする。

(ア) OSのインストール

仕様書に記載されたオペレーティングシステムのインストール/設定を行うこと。その際IPアドレス等のサーバの設定値については本市と協議して決定すること。また、導入時点で最新のセキュリティパッチを適用すること。

(イ) サーバネットワーク接続の設定

システム開発業者と共同で行うこと。

(ロ) ウイルス対策ソフトのインストール

本市が所有するウイルス対策ソフト(Cisco Secure Endpoint)を、正常に動作するようインストール/設定を行うこと。

イ 設置機器の動作確認

(ア) 川崎市イントラネットへの接続・調整を行い、アクセス確認・動作確認を実施すること

(イ) システム開発業者と連携し、総合的なテストを行っていくこと。その際にトラブルが発生した場合の対応を行うこと。また、トラブル対応は、原因調査(原因切り分け)、サーバ側の設定変更作業を行うものとし、必要な場合は現地での作業も実施すること。

(5) 市担当職員の指示に従うとともに、進捗状況、作業内容及び結果を報告すること。

(6) 撤去、搬入及び据付作業による諸設備の破損等については、落札者の負担と責任に

において修復等を行うこと。

- (7) 据付完了後、不要となった梱包材は落札者の負担と責任において速やかに撤去を行うこと。
- (8) マニュアルは、ハードウェア・ソフトウェア等の納入時に併せて搬入すること。
- (9) 導入作業にあたっては、現在ネットワークを使用している各システムに影響を与えることのないように行うこと。
- (10) 賃貸借契約が完了し、当該機器を撤去する場合に要するすべての費用は、落札者の負担とする。また、故障時のハードディスク交換及び当該機器を撤去する場合は、ハードウェア内部のデータを破壊又は判別不能な状態とし、その旨を書面にて報告すること。

## 7 落札者が機器納入と併せて必要な提出資料

- (1) 論理構成図
- (2) 設計書（OS 環境設計書、ネットワーク設計書）
- (3) 詳細設定書（各種アプリケーションソフトのパラメータを含む）
- (4) テスト結果報告書
- (5) 復旧手順書
- (6) 各操作マニュアル（サーバの起動・停止、管理者マニュアル（バックアップ手順等））  
※なお、各操作マニュアルについては、運用に必要な各操作マニュアルを作成すること。
- (7) 保守（体制・契約）一覧表（サポート窓口）  
その他、市担当職員と協議の上必要な資料を適宜、提出すること。
- (8) 市担当職員指示のもと、納入機器及び添付品（マニュアル及びソフトウェア媒体）には各種情報（落札業者名・契約期間など）を記載したシールを貼ること。なお添付品は本市が準備する専用ロッカーに保管すること。
- (9) その他、市担当職員と協議の上必要な資料を適宜、提出すること。  
また、提出書類は CD-ROM 等媒体でも提出すること。

## 8 納入期限

令和 7 年 8 月 29 日（金）までに川崎市役所本庁舎 10 階の既設の 19 インチラックに搭載し、指定場所に据付けを完了のうえ、全ての機器を稼働させること。

## 9 保守要件

- (1) 保守対象  
保守対象については本件で調達予定である全てのハードウェア及び OS、ソフトウェアとする。
- (2) 保守内容

ア 障害発生時の対応

本市の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）の午前9時から午後7時までの間とする。ただし、緊急な対応が必要な故障又は重大な故障が発生した場合は、この限りでない。

障害が発生した際は、速やかに設置場所において、部品の交換等の必要な対応を取ることを。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議し定める。

# 競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

(あて先)  
川 崎 市 長

業 者 番 号

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

次の競争入札に参加したいので申請いたします。

- 1 件 名 学校施設管理システムサーバ機器の賃貸借及び保守
- 2 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所本庁舎10階電子計算機室)
- 3 入札参加資格を証する書類

本件の公告5(4)に示した資格を満たしていることを確認できる契約履行証明書、契約書(契約書の写しを提出する場合には発注者の証明は不要です。)仕様書等の写し(契約内容に変更があった場合は最終変更まで確認できるもの)等

## 4 担当者及び連絡先

(1) 所属部署 : \_\_\_\_\_

(2) 電話番号 : \_\_\_\_\_

(3) F A X 番号 : \_\_\_\_\_

(4) 電子メール : \_\_\_\_\_